

南相馬市除染実施計画【第2版】

みなみそうま 復興へ。

【第1版】からの主な改正点は…

(1) 放射性物質汚染対処特別措置法に定める計画にしました

- 放射性物質汚染対処特別措置法が全面施行されたことに伴い、これに定める要件を満たすように改訂し、法律で定める計画にしました

(2) 除染作業の着手が遅れていることから、現状に合った計画にしました

- 除染作業の着手が遅れているという現状を踏まえ、計画期間を平成24年度と25年度の2年間から、24年度から26年度までの3年間にしました
- 計画期間を1年間延長したことから、市民の年間の追加被ばく線量の低減率を半減から60%減少に改めました（農地、生活圏の森林についても同じ）
- 計画期間を延長したことに伴い、地区ごとの除染スケジュールを見直しました

(3) その他、本改訂に合わせて行う改訂

- 放射線量率をもとに汚染の現状と除染の必要性を追記しました
- 生活圏の除染を行うための一時集積所は、地域住民の協力を得て実施する除染によって生じる除去土壌等を一時保管するために設置するものとししました
- 農業生産を早期再開するため、仮置場が設置されるまでの間は農地を除染するための一時集積所を設けることにしました
- 仮置場は、市が実施する除染によって生じる除去土壌等を仮保管するために設置するものとししました

◆ 1 除染の方針（除染実施期間、除染目標、標準的な除染方法）

- ◇除染実施期間
平成26年12月まで
- ◇除染目標：計画目標 = 空間線量率を60%低減
(計画期間中の物理的減衰等を含めての目標になります)
- 長期的な目標 = 追加被ばく線量 年間1 mSv 以下
- ◇標準的な除染方法

生活圏

対象	除染方法
住宅・事業用建物等	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根の高圧洗浄または紙タオルによる拭き取り ○雨どいの清掃、洗浄 ○雨どい下、軒下の表土除去と埋め戻しまたは表層研削^{※1} ○庭の除草、落葉除去 ○芝生の深刈り ○舗装部分の高圧洗浄 ○側溝の汚泥除去と高圧洗浄 ※「特定避難勧奨地点を含む区域」 「未就学児や妊婦が居住する住宅等」は以下の除染方法も選択できます ・庭土（砂利）の表土除去と埋め戻し ・芝生のはぎ取り^{※1}と張替え^{※1} ・庭木の枝打ち ・舗装部分の表層研削^{※1}
道路（農道を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○路肩、法面の除草 ○側溝の汚泥除去と高圧洗浄 ○車道（碎石）のすき取り^{※1}および碎石敷き^{※1} ○車道と歩道の舗装面（アスファルト、コンクリート）の高圧洗浄 ※「特定避難勧奨地点を含む区域」は以下の除染方法も選択できます ・路肩、法面の除草と表土除去^{※1} ・車道と歩道の舗装面の表層研削^{※1}
生活圏・農地に隣接する森林	<ul style="list-style-type: none"> ○下草、落葉の除草、落葉除去 ※「特定避難勧奨地点を含む区域」 「未就学児や妊婦が居住する住宅等」は以下の除染方法も選択できます ・枝打ち、堆積有機物の除去

※1 事前に国（環境省）や県と協議する

農地

- ◇除染実施期間
平成26年12月まで
- ◇除染目標：計画目標 = 空間線量率を60%低減
(計画期間中の物理的減衰等を含めての目標になります)
- 長期的な目標 = 追加被ばく線量 年間1 mSv 以下
農畜産物の放射性セシウム 検出せず
土壌の放射性セシウム濃度 1,000Bq/kg 未満
- ◇標準的な除染方法

対象	耕起未済	耕起済
田	<ul style="list-style-type: none"> ○表土削取・客土^{※2} ○水による土壌かくはん・除去^{※2} ○反転耕・深耕^{※2} ○土壌改良資材施用^{※1} ○除草^{※5} 	<ul style="list-style-type: none"> ○反転耕・深耕 ○土壌改良資材施用^{※1} ○除草^{※5} ※「5,000Bq/kg 超の場合」は 表土削取・客土も選択できます^{※1}
畦畔・法面	○除草 ※「5,000Bq/kg 超の場合」は表土削取も選択できます ^{※1}	
水路	○汚泥除去 ○高圧洗浄 ○除草	
農業用ため池（周辺陸地）	○除草 ※「5,000Bq/kg 超の場合」は表土削取も選択できます ^{※1} (汚泥しゅんせつなど本格的なため池の除染をするよう、継続して国に要望します)	
畑	<ul style="list-style-type: none"> ○表土削取・客土^{※3} ○反転耕・深耕^{※3} ○土壌改良資材施用^{※1} ○除草^{※5} 	<ul style="list-style-type: none"> ○反転耕・深耕 ○土壌改良資材施用^{※1} ○除草^{※5} ※「5,000Bq/kg 超の場合」は 表土削取・客土も選択できます^{※1}
牧草地	<ul style="list-style-type: none"> ○表土削取・客土・播種^{※4} ○反転耕・深耕^{※4} ○土壌改良資材施用^{※1} ○除草^{※5} 	
永年性作物	<ul style="list-style-type: none"> ○表土削取・客土 ○土壌改良資材施用^{※1} ○粗皮削り ○樹皮の洗浄 ○剪定 ○除草 	

※1 事前に国（環境省）や県と協議する ※2～※4 いずれかの方法を選択して実施

※5 表土削取、反転耕・深耕などと一体的に行う措置として実施

◆ 2 除染スケジュール（生活圏）

空間線量率の高い区域から、行政区などを単位として実施していきます

ただし、農地は空間線量率に加えて土壤中の放射性セシウム濃度の高い区域から実施するほか、農業生産を早期に再開できるよう、仮置場や一時集積所が確保された地域を優先して実施することにします

大 字	時 期									
	H24年度			H25年度				H26年度		
	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
【原町区太田地区】 片倉 【原町区石神地区】 馬場 押釜 高倉 大谷 大原 【鹿島区上真野地区】 檜原 上栃窪										
【鹿島区上真野地区】 栃窪 小山田 小池 【原町区石神地区】 深野 信田沢 北長野 長野 石神 牛越 大木戸										
【原町区太田地区】 上太田 矢川原 【原町区原町地区】 本陣前 国見町 上町 南町 西町 三島町 仲町										
【原町区原町地区】 本町 北町 小川町 東町 錦町 大町 栄町 旭町 橋本町 二見町 青葉町										
【原町区原町地区】 桜井町 高見町 日の出町 【鹿島区上真野地区】 御山 山下 浮田 角川原 横手 岡和田 牛河内 【鹿島区八沢地区】 永渡 永田 【鹿島区鹿島地区】 西町 鹿島 あさひ										
【鹿島区真野地区】 寺内 塩崎 江垂 小島田 川子 【原町区高平地区】 上北高平 上高平 下高平 下北高平 金沢 【原町区石神地区】 北新田 【原町区太田地区】 牛来										
【原町区大養地区】 北原 大養 宇 小浜 菅浜 【原町区太田地区】 下太田 中太田 益田 高 【原町区原町地区】 上渋佐										
【原町区原町地区】 下渋佐 【原町区高平地区】 泉 北泉 【鹿島区真野地区】 大内 烏崎 【鹿島区鹿島地区】 南右田 北右田 【鹿島区八沢地区】 南海老 北海老 南屋形 北屋形 南柚木										

※仮置場の設置状況に応じてスケジュールを見直します

◆ 3 除染作業に伴い発生した土壌等の収集・運搬・保管について

除去土壌等の中間貯蔵施設等の確保は、国が責任を持って行うことになるものの、これを待っていたのでは迅速な除染が進みません

このため市では、除去土壌等の保管に必要な一時集積所や仮置場を設置し、安全に管理しながら、市内の除染作業を進めます

除去土壌等の保管イメージ



中間貯蔵施設へ

◇一時集積所

○農地除染によって発生する除去土壌等は、農業生産を早期再開するため、仮置場が設置されるまでの間は、行政区ごとに設置する一時集積所に保管することにし、仮置場が確保された後で市が仮置場に搬入します

◇仮置場

○仮置場は、空間線量率の高低や地域特性に着目するとともに、仮置場の安全性が担保できるよう整備します

【仮置場設置の基本方針】

- 特定避難勧奨地点等を含む地域（片倉、馬場、押釜、高倉、大谷、大原、榑原、上栃窪）
⇒ 除去土壌等を他の地域に搬入することが困難なため、行政区単位に仮置場を設置
- おおむね年間5ミリシーベルト超を含む地域（太田地区、石神地区、上真野地区）
⇒ 基本的に「昭和の合併前」の村単位に仮置場を設置
- 上記以外の地域（原町地区、大鷹地区、高平地区、鹿島地区、真野地区、八沢地区）
⇒ 原町区・鹿島区に1ヶ所ずつ設置

○仮置場の構造は、除去土壌等を地下または地上に遮水シートを敷いた上に置き、覆土をした後にさらに遮水シートで覆う構造とします

また、仮置場内部から発生する水は一旦集水し、外部に流出させないものとします

○仮置場の設置期間はおおむね3～5年間とするものの、国による中間貯蔵施設の設置後、速やかに除去土壌等を搬出します

◇安全の確保

○地域住民の安全・安心と周辺的生活環境を最優先とするため、一時集積所・仮置場の敷地境界において、定期的に空間線量率や地下水などの放射線モニタリングを実施します

南相馬市除染実施計画【第2版】

心ひとつに

世界に誇る

南相馬の復興を

南相馬市復興企画部除染対策課

TEL 0244-24-5257 / FAX0244-24-5214

E-mail : josentaisaku@city.minamisoma.lg.jp

（農地については）南相馬市経済部農林放射線対策課

TEL 0244-24-5299 / FAX0244-23-7420

E-mail : norinhoshataisaku@city.minamisoma.lg.jp